



# 宮 崎 県 公 報

平成30年3月19日 (月曜日) 第 2979 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則…………… (管理課) 1

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3  
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ” ) 3

頁

○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (福祉保健課) 3  
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ” ) 3  
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3  
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ” ) 6

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2 件) …… (商工政策課) 9  
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 11

## 規 則

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第15号

#### 宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則

宮崎県産業開発青年隊規則 (平成22年宮崎県規則第4号) の一部を次のように改正する。  
別記様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号 (第15条関係)

宮崎県産業開発青年隊在隊証明等交付申請書

宮崎県建設技術センター所長 殿

宮崎県産業開発青年隊規則第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり証明書の交付を申請します。

証明を求める 隊員・修了者 (本人)	氏 名	( 年 月 日生)
	住 所	〒
証明書の種類	<input type="checkbox"/> 在隊証明書 ( <input type="checkbox"/> 施工管理課程 <input type="checkbox"/> 専攻課程 ) <input type="checkbox"/> 修了証明書 [ <input type="checkbox"/> 年度施工管理課程 <input type="checkbox"/> 年度専攻課程 ] <input type="checkbox"/> 成績証明書 [ <input type="checkbox"/> 年度施工管理課程 <input type="checkbox"/> 年度専攻課程 ] <input type="checkbox"/> その他 に関する証明書 ※必要なものに✓をつけてください。	
部数	部	
収入証紙貼付欄	※在隊者が自己の証明を求める場合は、収入証紙の貼付は不要。	

年 月 日

申請者 住所  
氏名

Ⓔ (本人との関係 )  
 申請者確認書類  
運転免許証  
旅券  
その他( )  
委任状

- 備考 1 本人以外の代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
- 2 この申請書に記載された個人情報、証明書の発行を行うために利用するものであり、他の目的で利用し、又は提供することはありません。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 告 示

## 宮崎県告示第 392号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
桜小路クリニック	延岡市桜小路 360番地 13	平成30年3月1日
なないろ薬局桜小路	延岡市桜小路 360番地 1	平成30年3月1日

## 宮崎県告示第 393号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
D・ML高千穂調剤薬局	西臼杵郡高千穂町大字 三田井 437-1	平成30年1月31日

## 宮崎県告示第 394号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人あさぎり福祉会	都城市山田町中霧島25 46番地6	グループホーム朝霧2号館	都城市高城町大井出10 49番地	平成30年 2月27日

## 宮崎県告示第 395号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人健風会	小林市真方 242番地	楨内視鏡内科病院	小林市真方 242番地	平成30年 1月31日

## 宮崎県告示第 396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	七瀬谷 1	04- 343- 1 - 001	土 石 流
	七瀬谷 2	04- 343- 1 - 002	土 石 流
	七瀬谷 2 - 新①	04- 343- 1 - 002 - 新①	土 石 流
	大丸谷	04- 343- 2 - 002	土 石 流
	七瀬谷 3	04- 343- 2 - 003	土 石 流
	七瀬谷 4	04- 343- 2 - 004	土 石 流
	七瀬谷 5	04- 343- 2 - 005	土 石 流
	七瀬谷 6	04- 343- 2 - 006	土 石 流
	岳野谷	04- 343- 2 - 007	土 石 流
	岩骨山谷	04- 343- 2 - 008	土 石 流
太郎谷	04- 343- 2 - 009	土 石 流	

田 辺 谷	04- 343- 2 - 010	土 石 流				
片 前 谷	04- 343- 2 - 011	土 石 流				
片前谷-新 ①	04- 343- 2 - 011 -新①	土 石 流				
轟 谷 1	04- 345- 2 - 001	土 石 流				
轟 谷 2	04- 345- 2 - 002	土 石 流				
七 瀬 谷	I - 1 - 0638	急傾斜地の崩壊				
後 向	I - 1 - 0640	急傾斜地の崩壊				
西 久 保	I - 1 - 0641	急傾斜地の崩壊				
上 星 原 1	I - 1 - 0642	急傾斜地の崩壊				
上 星 原 2	I - 1 - 0643	急傾斜地の崩壊				
上星原2- 新①	I - 1 - 0643-新①	急傾斜地の崩壊				
有 水	I - 1 - 0644	急傾斜地の崩壊				
上 新 地	I - 1 - 0645	急傾斜地の崩壊				
中 新 地	I - 1 - 0646	急傾斜地の崩壊				
中 方 限	I - 1 - 0647	急傾斜地の崩壊				
中 方	I - 1 - 0648	急傾斜地の崩壊				
片 前	I - 1 - 0649	急傾斜地の崩壊				
石 亀 岩	I - 1 - 0650	急傾斜地の崩壊				
諏 訪 1	I - 1 - 0651	急傾斜地の崩壊				
諏 訪 2	I - 1 - 0652	急傾斜地の崩壊				
諏訪2-新 ①	I - 1 - 0652-新①	急傾斜地の崩壊				
和 田 口 1	I - 1 - 0655	急傾斜地の崩壊				
和 田 口 2	I - 1 - 0656	急傾斜地の崩壊				
和 田 口 3	I - 1 - 0657	急傾斜地の崩壊				
日 和 1	I - 1 - 0658	急傾斜地の崩壊				
日 和 2	I - 1 - 0659	急傾斜地の崩壊				
				日 和 3	I - 1 - 0660	急傾斜地の崩壊
				日 和 4	I - 1 - 0661	急傾斜地の崩壊
				日 和 5	I - 1 - 0662	急傾斜地の崩壊
				立 喰 1	I - 1 - 0663	急傾斜地の崩壊
				立 喰 2	I - 1 - 0664	急傾斜地の崩壊
				立 喰 3	I - 1 - 0665	急傾斜地の崩壊
				四家-新①	I - 1 - 0667-新①	急傾斜地の崩壊
				宮 平	I - 1 - 0668	急傾斜地の崩壊
				春 日 2	I - 1 - 0669	急傾斜地の崩壊
				枝 溝	I - 1 - 0728	急傾斜地の崩壊
				吉 村 1	I - 1 - 0737	急傾斜地の崩壊
				小 牧	I - 1 - 0738	急傾斜地の崩壊
				中 轟	I - 1 - 0749	急傾斜地の崩壊
				吉 村 2	I - 1 - 0750	急傾斜地の崩壊
				大久保 1	I - 1 - 2081	急傾斜地の崩壊
				大久保 2	I - 1 - 3245	急傾斜地の崩壊
				七瀬谷-1	I - 1 - 3246	急傾斜地の崩壊
				七瀬谷-1 -新①	I - 1 - 3246-新①	急傾斜地の崩壊
				七瀬谷-1 -新②	I - 1 - 3246-新②	急傾斜地の崩壊
				七瀬谷-1 -新③	I - 1 - 3246-新③	急傾斜地の崩壊
				片 前 - 1	I - 1 - 3247	急傾斜地の崩壊
				片前-1- 新①	I - 1 - 3247-新①	急傾斜地の崩壊
				片 前 - 3	I - 1 - 3248	急傾斜地の崩壊
				和 田 口 4	I - 1 - 3249	急傾斜地の崩壊
				田 辺 - 1	I - 1 - 3253	急傾斜地の崩壊

温水 - 1	I - 1 - 3282	急傾斜地の崩壊	太郎 - 5	II - 1 - 5118	急傾斜地の崩壊
轟	I - 1 - 3283	急傾斜地の崩壊	蕨ヶ野 - 1	II - 1 - 5119	急傾斜地の崩壊
春日 1	II - 1 - 0666	急傾斜地の崩壊	様ヶ野 - 3	II - 1 - 5121	急傾斜地の崩壊
横谷上	II - 1 - 0727	急傾斜地の崩壊	岳野 - 2 - 新①	II - 1 - 5122 - 新①	急傾斜地の崩壊
片前 - 4	II - 1 - 5090	急傾斜地の崩壊	蕨ヶ野 - 2	II - 1 - 5123	急傾斜地の崩壊
片前 - 4 - 新①	II - 1 - 5090 - 新①	急傾斜地の崩壊	岳野 - 1	II - 1 - 5128	急傾斜地の崩壊
片前 - 5	II - 1 - 5091	急傾斜地の崩壊	雁寺 - 1	II - 1 - 5131	急傾斜地の崩壊
馬場 - 1	II - 1 - 5092	急傾斜地の崩壊	雁寺 - 1 - 新①	II - 1 - 5131 - 新①	急傾斜地の崩壊
小杉 - 1	II - 1 - 5093	急傾斜地の崩壊	雁寺 - 2	II - 1 - 5132	急傾斜地の崩壊
和田口 5	II - 1 - 5094	急傾斜地の崩壊	雁寺 - 3	II - 1 - 5133	急傾斜地の崩壊
和田口 6	II - 1 - 5095	急傾斜地の崩壊	大窪 - 1	II - 1 - 5134	急傾斜地の崩壊
犬の馬場	II - 1 - 5096	急傾斜地の崩壊	西久保 - 2 - 新①	II - 1 - 5136 - 新①	急傾斜地の崩壊
大久保 3	II - 1 - 5097	急傾斜地の崩壊	田辺 - 4	II - 1 - 5137	急傾斜地の崩壊
桜木	II - 1 - 5098	急傾斜地の崩壊	田辺 - 5	II - 1 - 5138	急傾斜地の崩壊
桜木 - 新①	II - 1 - 5098 - 新①	急傾斜地の崩壊	田辺 - 6	II - 1 - 5139	急傾斜地の崩壊
高城原 - 1	II - 1 - 5099	急傾斜地の崩壊	田辺 - 7	II - 1 - 5140	急傾斜地の崩壊
大久保 5	II - 1 - 5101	急傾斜地の崩壊	田辺 - 9	II - 1 - 5142	急傾斜地の崩壊
大久保 5 - 新①	II - 1 - 5101 - 新①	急傾斜地の崩壊	田辺 - 10	II - 1 - 5143	急傾斜地の崩壊
高城原 - 2	II - 1 - 5102	急傾斜地の崩壊	田辺 - 11	II - 1 - 5144	急傾斜地の崩壊
川間 - 1	II - 1 - 5103	急傾斜地の崩壊	田辺 - 12	II - 1 - 5145	急傾斜地の崩壊
田辺 - 2	II - 1 - 5112	急傾斜地の崩壊	田辺 - 13	II - 1 - 5146	急傾斜地の崩壊
田辺 - 3	II - 1 - 5113	急傾斜地の崩壊	七瀬谷 - 3	II - 1 - 5148	急傾斜地の崩壊
太郎 - 1	II - 1 - 5114	急傾斜地の崩壊	岩屋野 - 1	II - 1 - 5150	急傾斜地の崩壊
太郎 - 2	II - 1 - 5115	急傾斜地の崩壊	七瀬谷 - 4	II - 1 - 5151	急傾斜地の崩壊
太郎 - 3	II - 1 - 5116	急傾斜地の崩壊	下星原 - 2	II - 1 - 5154	急傾斜地の崩壊
太郎 - 4	II - 1 - 5117	急傾斜地の崩壊			

小杉 - 2	II - 1 - 5155	急傾斜地の崩壊	吉村 - 3	II - 1 - 5278	急傾斜地の崩壊
片前 - 6	II - 1 - 5159	急傾斜地の崩壊	上小牧	II - 1 - 5279	急傾斜地の崩壊
七瀬谷 - 5	II - 1 - 5161	急傾斜地の崩壊	上小牧 - 新①	II - 1 - 5279 - 新①	急傾斜地の崩壊
岩屋野 - 2	II - 1 - 5162	急傾斜地の崩壊	塚原 - 3	II - 1 - 5284	急傾斜地の崩壊
太郎 - 6	II - 1 - 5163	急傾斜地の崩壊	共 和	II - 1 - 5286	急傾斜地の崩壊
太郎 - 6 - 新①	II - 1 - 5163 - 新①	急傾斜地の崩壊	後平 - 3	II - 1 - 5288	急傾斜地の崩壊
太郎 - 6 - 新②	II - 1 - 5163 - 新②	急傾斜地の崩壊	温水 - 5	II - 1 - 5297	急傾斜地の崩壊
養野 - 5	II - 1 - 5164	急傾斜地の崩壊	太郎 - 7	II - 2 - 0352	急傾斜地の崩壊
下星原 - 3	II - 1 - 5165	急傾斜地の崩壊	岳野 - 2	II - 2 - 0353	急傾斜地の崩壊
八久保 - 2	II - 1 - 5166	急傾斜地の崩壊	岳野 - 4	II - 2 - 0354	急傾斜地の崩壊
田辺 - 1 4	II - 1 - 5167	急傾斜地の崩壊	太郎 - 8	II - 2 - 0355	急傾斜地の崩壊
蕨ヶ野 - 3	II - 1 - 5169	急傾斜地の崩壊	太郎 - 8 - 新①	II - 2 - 0355 - 新①	急傾斜地の崩壊
七瀬谷 - 6	II - 1 - 5170	急傾斜地の崩壊	七瀬谷 - 7	II - 2 - 0356	急傾斜地の崩壊
中原 - 4	II - 1 - 5172	急傾斜地の崩壊	上星原 4	II - 2 - 0357	急傾斜地の崩壊
大久保 6	II - 1 - 5173	急傾斜地の崩壊	軍人原 3	II - 2 - 0358	急傾斜地の崩壊
馬場 - 2	II - 1 - 5174	急傾斜地の崩壊	岳野 - 5	II - 2 - 0359	急傾斜地の崩壊
和田口 7	II - 1 - 5175	急傾斜地の崩壊	片前 - 7	III - 1 - 9506	急傾斜地の崩壊
後平 - 1	II - 1 - 5236	急傾斜地の崩壊	片前 - 1 0	III - 1 - 9509	急傾斜地の崩壊
後平 - 2	II - 1 - 5237	急傾斜地の崩壊	片前 - 1 1	III - 1 - 9510	急傾斜地の崩壊
温水 - 2	II - 1 - 5271	急傾斜地の崩壊	片前 - 1 2	III - 1 - 9511	急傾斜地の崩壊
温水 - 3	II - 1 - 5272	急傾斜地の崩壊			
温水 - 3 - 新①	II - 1 - 5272 - 新①	急傾斜地の崩壊			
温水 - 4	II - 1 - 5273	急傾斜地の崩壊			
吉村 - 1	II - 1 - 5274	急傾斜地の崩壊			
吉村 - 1 - 新①	II - 1 - 5274 - 新①	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 397号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
都 城 市	七瀬谷2-新①	04-343-1-002-新①	土 石 流		和田口1	I-1-0655	急傾斜地の崩壊
	大丸谷	04-343-2-002	土 石 流		和田口2	I-1-0656	急傾斜地の崩壊
	七瀬谷3	04-343-2-003	土 石 流		和田口3	I-1-0657	急傾斜地の崩壊
	岳野谷	04-343-2-007	土 石 流		日和1	I-1-0658	急傾斜地の崩壊
	太郎谷	04-343-2-009	土 石 流		日和2	I-1-0659	急傾斜地の崩壊
	田辺谷	04-343-2-010	土 石 流		日和3	I-1-0660	急傾斜地の崩壊
	片前谷-新①	04-343-2-011-新①	土 石 流		日和4	I-1-0661	急傾斜地の崩壊
	轟谷1	04-345-2-001	土 石 流		日和5	I-1-0662	急傾斜地の崩壊
	轟谷2	04-345-2-002	土 石 流		立喰1	I-1-0663	急傾斜地の崩壊
	七瀬谷	I-1-0638		急傾斜地の崩壊	立喰2	I-1-0664	急傾斜地の崩壊
	後向	I-1-0640		急傾斜地の崩壊	立喰3	I-1-0665	急傾斜地の崩壊
	西久保	I-1-0641		急傾斜地の崩壊	四家-新①	I-1-0667-新①	急傾斜地の崩壊
	上星原1	I-1-0642		急傾斜地の崩壊	宮平	I-1-0668	急傾斜地の崩壊
	上星原2	I-1-0643		急傾斜地の崩壊	春日2	I-1-0669	急傾斜地の崩壊
	上星原2-新①	I-1-0643-新①		急傾斜地の崩壊	枝溝	I-1-0728	急傾斜地の崩壊
	有水	I-1-0644		急傾斜地の崩壊	吉村1	I-1-0737	急傾斜地の崩壊
	上新地	I-1-0645		急傾斜地の崩壊	小牧	I-1-0738	急傾斜地の崩壊
	中新地	I-1-0646		急傾斜地の崩壊	中轟	I-1-0749	急傾斜地の崩壊
	中方限	I-1-0647		急傾斜地の崩壊	吉村2	I-1-0750	急傾斜地の崩壊
	中方	I-1-0648		急傾斜地の崩壊	大久保1	I-1-2081	急傾斜地の崩壊
	片前	I-1-0649		急傾斜地の崩壊	七瀬谷-1	I-1-3246	急傾斜地の崩壊
	石亀岩	I-1-0650		急傾斜地の崩壊	七瀬谷-1-新①	I-1-3246-新①	急傾斜地の崩壊
	諏訪1	I-1-0651		急傾斜地の崩壊	七瀬谷-1-新②	I-1-3246-新②	急傾斜地の崩壊
	諏訪2	I-1-0652		急傾斜地の崩壊	七瀬谷-1-新③	I-1-3246-新③	急傾斜地の崩壊
					片前-1	I-1-3247	急傾斜地の崩壊

片前-1-新①	I-1-3247-新①	急傾斜地の崩壊	太郎-2	II-1-5115	急傾斜地の崩壊
片前-3	I-1-3248	急傾斜地の崩壊	太郎-3	II-1-5116	急傾斜地の崩壊
和田口4	I-1-3249	急傾斜地の崩壊	太郎-4	II-1-5117	急傾斜地の崩壊
田辺-1	I-1-3253	急傾斜地の崩壊	太郎-5	II-1-5118	急傾斜地の崩壊
温水-1	I-1-3282	急傾斜地の崩壊	蕨ヶ野-1	II-1-5119	急傾斜地の崩壊
轟	I-1-3283	急傾斜地の崩壊	様ヶ野-3	II-1-5121	急傾斜地の崩壊
春日1	II-1-0666	急傾斜地の崩壊	岳野-2-新①	II-1-5122-新①	急傾斜地の崩壊
横谷上	II-1-0727	急傾斜地の崩壊	蕨ヶ野-2	II-1-5123	急傾斜地の崩壊
片前-4	II-1-5090	急傾斜地の崩壊	岳野-1	II-1-5128	急傾斜地の崩壊
片前-4-新①	II-1-5090-新①	急傾斜地の崩壊	雁寺-1	II-1-5131	急傾斜地の崩壊
片前-5	II-1-5091	急傾斜地の崩壊	雁寺-1-新①	II-1-5131-新①	急傾斜地の崩壊
馬場-1	II-1-5092	急傾斜地の崩壊	雁寺-2	II-1-5132	急傾斜地の崩壊
小杉-1	II-1-5093	急傾斜地の崩壊	雁寺-3	II-1-5133	急傾斜地の崩壊
和田口5	II-1-5094	急傾斜地の崩壊	大窪-1	II-1-5134	急傾斜地の崩壊
和田口6	II-1-5095	急傾斜地の崩壊	西久保-2-新①	II-1-5136-新①	急傾斜地の崩壊
犬の馬場	II-1-5096	急傾斜地の崩壊	田辺-4	II-1-5137	急傾斜地の崩壊
大久保3	II-1-5097	急傾斜地の崩壊	田辺-5	II-1-5138	急傾斜地の崩壊
桜木	II-1-5098	急傾斜地の崩壊	田辺-6	II-1-5139	急傾斜地の崩壊
桜木-新①	II-1-5098-新①	急傾斜地の崩壊	田辺-7	II-1-5140	急傾斜地の崩壊
大久保5	II-1-5101	急傾斜地の崩壊	田辺-9	II-1-5142	急傾斜地の崩壊
大久保5-新①	II-1-5101-新①	急傾斜地の崩壊	田辺-10	II-1-5143	急傾斜地の崩壊
高城原-2	II-1-5102	急傾斜地の崩壊	田辺-11	II-1-5144	急傾斜地の崩壊
川間-1	II-1-5103	急傾斜地の崩壊	田辺-12	II-1-5145	急傾斜地の崩壊
田辺-2	II-1-5112	急傾斜地の崩壊	田辺-13	II-1-5146	急傾斜地の崩壊
田辺-3	II-1-5113	急傾斜地の崩壊	七瀬谷-3	II-1-5148	急傾斜地の崩壊
太郎-1	II-1-5114	急傾斜地の崩壊			



岩屋野-1	II-1-5150	急傾斜地の崩壊	吉村-1	II-1-5274	急傾斜地の崩壊
七瀬谷-4	II-1-5151	急傾斜地の崩壊	吉村-1-新①	II-1-5274-新①	急傾斜地の崩壊
下星原-2	II-1-5154	急傾斜地の崩壊	吉村-3	II-1-5278	急傾斜地の崩壊
小杉-2	II-1-5155	急傾斜地の崩壊	上小牧	II-1-5279	急傾斜地の崩壊
片前-6	II-1-5159	急傾斜地の崩壊	上小牧-新①	II-1-5279-新①	急傾斜地の崩壊
七瀬谷-5	II-1-5161	急傾斜地の崩壊	塚原-3	II-1-5284	急傾斜地の崩壊
岩屋野-2	II-1-5162	急傾斜地の崩壊	共和	II-1-5286	急傾斜地の崩壊
太郎-6	II-1-5163	急傾斜地の崩壊	後平-3	II-1-5288	急傾斜地の崩壊
太郎-6-新①	II-1-5163-新①	急傾斜地の崩壊	温水-5	II-1-5297	急傾斜地の崩壊
太郎-6-新②	II-1-5163-新②	急傾斜地の崩壊	太郎-7	II-2-0352	急傾斜地の崩壊
藁野-5	II-1-5164	急傾斜地の崩壊	岳野-2	II-2-0353	急傾斜地の崩壊
下星原-3	II-1-5165	急傾斜地の崩壊	岳野-4	II-2-0354	急傾斜地の崩壊
八久保-2	II-1-5166	急傾斜地の崩壊	太郎-8	II-2-0355	急傾斜地の崩壊
田辺-14	II-1-5167	急傾斜地の崩壊	太郎-8-新①	II-2-0355-新①	急傾斜地の崩壊
蕨ヶ野-3	II-1-5169	急傾斜地の崩壊	七瀬谷-7	II-2-0356	急傾斜地の崩壊
七瀬谷-6	II-1-5170	急傾斜地の崩壊	軍人原3	II-2-0358	急傾斜地の崩壊
中原-4	II-1-5172	急傾斜地の崩壊	岳野-5	II-2-0359	急傾斜地の崩壊
大久保6	II-1-5173	急傾斜地の崩壊	片前-7	III-1-9506	急傾斜地の崩壊
馬場-2	II-1-5174	急傾斜地の崩壊	片前-10	III-1-9509	急傾斜地の崩壊
和田口7	II-1-5175	急傾斜地の崩壊	片前-11	III-1-9510	急傾斜地の崩壊
後平-1	II-1-5236	急傾斜地の崩壊	片前-12	III-1-9511	急傾斜地の崩壊
後平-2	II-1-5237	急傾斜地の崩壊			
温水-2	II-1-5271	急傾斜地の崩壊			
温水-3	II-1-5272	急傾斜地の崩壊			
温水-3-新①	II-1-5272-新①	急傾斜地の崩壊			
温水-4	II-1-5273	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス山瀬店  
日南市大字星倉字渡瀬4624番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年11月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,528㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側 61台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 10台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 60㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 11.59㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地西側及び南西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成30年3月5日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成30年3月19日から平成30年7月19日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年3月19日から平成30年7月19日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス亀崎店  
日向市亀崎西一丁目77 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年11月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,732㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側及び南側 70台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 15台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 50㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 13.5㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地西側及び東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成30年3月6日

## 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成30年3月19日から平成30年7月19日まで

## 10 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

平成30年3月19日から平成30年7月19日まで

## 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、第2内山地区3換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成30年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--